

★市街化調整区域内の古民家を活用（用途変更）する際の手続きフロー

古民家を次のいずれかの用途で利用しようとする場合は、古民家の用途変更の手続きが必要となります！

- ①観光のために必要な宿泊施設、飲食店又は小売店舗
- ②既存集落の維持のために必要な賃貸住宅

